

2026 年 10 月 6 日

厚生労働大臣 殿

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会長 殿

UA ゼンセン

会長 永島智子

(公印省略)

中小企業退職金共済制度の加入対象範囲の見直しに関する要請

現在、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、中小企業退職金共済制度の今後のあり方について議論が行われており、本年 12 月頃のとりまとめに向けて、加入できる事業主の範囲を含む個別の論点について検討が進められている。

中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業に、簡便で加入しやすい社外積立型の退職金制度を提供するものであり、中小企業で働く労働者の退職後の所得保障を支える中核的な制度である。また、人手不足が深刻化するなか、中小企業における人材の確保・定着及び労働条件の向上を図る上でも、その役割は一層重要となっている。

現行制度では、中退共制度に加入できる事業主の範囲について、業種ごとに、常用従業員数又は資本金・出資金による異なる基準が設けられている。具体的には、一般業種については「常用従業員数 300 人以下又は資本金・出資金 3 億円以下」であるのに対し、卸売業は「100 人以下又は 1 億円以下」、サービス業は「100 人以下又は 5,000 万円以下」、小売業は「50 人以下又は 5,000 万円以下」とされている。

これらの区分は、平成 11 年の中小企業基本法改正時に整理された中小企業者の範囲を基礎としているが、それから四半世紀以上が経過し、我が国の産業構造及び雇用構造は大きく変化している。雇用の中心が第三次産業へ移行するなか、とりわけ小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業をはじめとする産業は、地域の暮らしと雇用を支える基幹的な役割を担っている。

一方、厚生労働省「令和 5 年就労条件総合調査」によれば、退職給付制度がある企業の割合は、製造業が 85.6%であるのに対し、卸売業・小売業は 77.4%、生活関連サービス業・娯楽業は 68.5%、サービス業（他に分類されないもの）は 54.4%、宿泊業・飲食サービス業は 42.2%にとどまっている。また、退職給付制度がある企業の割合は、企業規模 1,000 人

以上では 90.1%であるのに対し、30 人から 99 人では 70.1%であり、企業規模が小さいほど退職給付制度の普及が進んでいない実態が示されている。

小規模企業において独自に企業年金や退職一時金制度を設け、長期にわたり安定的に維持することには困難が伴う。このため、社外積立によって労働者の受給権を保全する中退共制度が果たす役割は極めて大きい。

しかし、現行制度では、企業の規模や退職給付制度を設ける能力だけではなく、属する業種によって加入の可否が左右される。この結果、同程度の規模、経営実態及び退職給付制度導入上の課題を抱える企業であっても、小売業又はサービス業に属することを理由として中退共制度を利用できない場合が生じている。

中退共制度を、より多くの中小企業労働者の退職後の所得保障に資する制度とし、中小企業における人材の確保・定着及び産業間の労働条件格差の是正につなげていくためには、業種ごとに異なる加入要件を見直し、業種にかかわらず公平で分かりやすい加入基準とする必要がある。

よって、政府におかれては必要な制度改正を速やかに検討・実施するとともに、中小企業退職金共済部会におかれては、以下の事項を今後の制度見直しに関する取りまとめに反映されるよう強く要請する。

記

1. 中小企業退職金共済制度に加入できる事業主の範囲について、現行の業種別の常用従業員数及び資本金・出資金基準を廃止し、業種を問わず、原則として「常用従業員数 300 人以下又は資本金・出資金 3 億円以下」とする共通基準を設けること。
2. 基準の見直しに当たっては、小売業・サービス業における雇用構造、退職給付制度の普及状況及び人材確保・定着上の課題について、関係労使から意見聴取を行い、実態に即した審議を行うこと。

以上